

令和5年度 東京ゼロエミ住宅の新築に対する助成事業の受付について

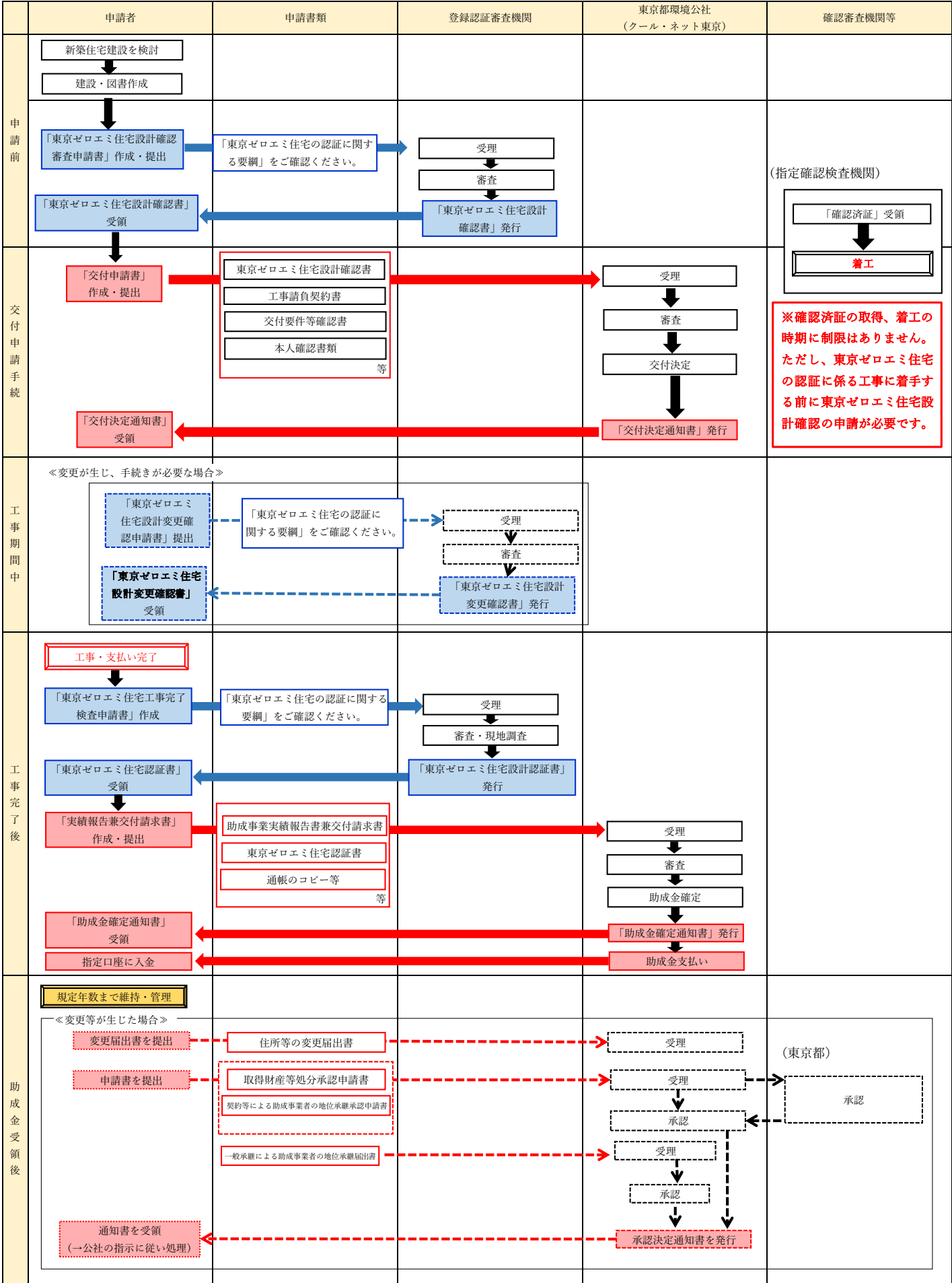
- 受付期間：令和5年4月3日（月曜日）から令和6年3月29日（金曜日）まで
※4月3日（月曜日）にクール・ネット東京の[HP](#)に掲載される新様式を用いてください。
- 予算規模：約241億円
- 助成内容等（太字・下線箇所が令和5年度予算による拡充内容）

助成対象者	都内に新築する住宅（戸建住宅・集合住宅等。床面積の合計が 2,000 ㎡未満のもの。）の建築主（個人・事業者） ※都内在住等の要件はありません。																	
助成金額	○住宅建設費																	
	<table><tr><td></td><td>水準 1 ※</td><td>水準 2</td><td>水準 3</td></tr><tr><td>戸建住宅</td><td>30 万円/戸</td><td>50 万円/戸</td><td>210 万円/戸</td></tr><tr><td>集合住宅等</td><td>20 万円/戸</td><td>40 万円/戸</td><td>170 万円/戸</td></tr></table>		水準 1 ※	水準 2	水準 3	戸建住宅	30 万円/戸	50 万円/戸	210 万円/戸	集合住宅等	20 万円/戸	40 万円/戸	170 万円/戸					
		水準 1 ※	水準 2	水準 3														
	戸建住宅	30 万円/戸	50 万円/戸	210 万円/戸														
	集合住宅等	20 万円/戸	40 万円/戸	170 万円/戸														
	※ 水準 1 の注文戸建住宅に限り、前年度に新たに全国で建設した注文戸建住宅の戸数が 300 戸未満の住宅供給事業者（地域工務店等）が供給する住宅を対象に助成																	
	○太陽光発電設備、蓄電池 及び V2H の設置費																	
	対象住宅に太陽光発電設備、蓄電池 及び V2H を設置する場合は追加して補助（リース等で設置する場合も助成対象）																	
	・太陽光発電設備：発電出力に応じて下表のとおり助成																	
	<table><tr><td>発電出力</td><td>設置する住宅の種別</td><td>助成額</td><td>上限額</td></tr><tr><td rowspan="2">3.6kW まで</td><td>オール電化住宅</td><td>13 万円/kW</td><td>39 万円/棟</td></tr><tr><td>オール電化以外の住宅</td><td>12 万円/kW</td><td>36 万円/棟</td></tr><tr><td rowspan="2">3.6kW 超 50kW 未満</td><td>オール電化住宅</td><td>11 万円/kW</td><td>50kW 以上は 対象外</td></tr><tr><td>オール電化以外の住宅</td><td>10 万円/kW</td><td></td></tr></table>	発電出力	設置する住宅の種別	助成額	上限額	3.6kW まで	オール電化住宅	13 万円/kW	39 万円/棟	オール電化以外の住宅	12 万円/kW	36 万円/棟	3.6kW 超 50kW 未満	オール電化住宅	11 万円/kW	50kW 以上は 対象外	オール電化以外の住宅	10 万円/kW
発電出力	設置する住宅の種別	助成額	上限額															
3.6kW まで	オール電化住宅	13 万円/kW	39 万円/棟															
	オール電化以外の住宅	12 万円/kW	36 万円/棟															
3.6kW 超 50kW 未満	オール電化住宅	11 万円/kW	50kW 以上は 対象外															
	オール電化以外の住宅	10 万円/kW																
※ 1 小型であるなどの東京の地域特性に対応した機能を有する製品（機能性 P V）を対象に、kW あたり 5 万円（又は 2 万円）を加算（対象製品は こちら ）																		
※ 2 陸屋根形状のマンション等に架台を用いて設置する場合は、架台の設置経費を対象に、kW あたり 20 万円を上限として加算																		
・蓄電池：機器費等の 3/4 を助成。上限額は下表のとおり																		
<table><tr><td>設置方法</td><td>助成額</td><td>上限額※</td></tr><tr><td>蓄電池を単独で設置する場合</td><td rowspan="2">機器費、材料費及び工事費の 3/4 ただし、蓄電池システムの機器費が蓄電容量 1kWh あたり 20 万円以下であること</td><td>15 万円/kWh かつ 120 万円/戸</td></tr><tr><td>4kW 以下の太陽光発電設備と併せて設置する場合</td><td></td></tr><tr><td>4kW 超の太陽光発電設備と併せて設置する場合</td><td></td><td>15 万円/kWh かつ 設置する太陽光発電設備の発電出力×30 万円/戸</td></tr></table>	設置方法	助成額	上限額※	蓄電池を単独で設置する場合	機器費、材料費及び工事費の 3/4 ただし、蓄電池システムの機器費が蓄電容量 1kWh あたり 20 万円以下であること	15 万円/kWh かつ 120 万円/戸	4kW 以下の太陽光発電設備と併せて設置する場合		4kW 超の太陽光発電設備と併せて設置する場合		15 万円/kWh かつ 設置する太陽光発電設備の発電出力×30 万円/戸							
設置方法	助成額	上限額※																
蓄電池を単独で設置する場合	機器費、材料費及び工事費の 3/4 ただし、蓄電池システムの機器費が蓄電容量 1kWh あたり 20 万円以下であること	15 万円/kWh かつ 120 万円/戸																
4kW 以下の太陽光発電設備と併せて設置する場合																		
4kW 超の太陽光発電設備と併せて設置する場合		15 万円/kWh かつ 設置する太陽光発電設備の発電出力×30 万円/戸																
※蓄電池の合計蓄電容量が 6.34kWh 未満の場合、上限額を 19 万円/kWh かつ 95 万円/戸とする。																		
・V2H：機器費等の 1/2 を助成（上限額 50 万円）																		
※電気自動車等を所有し、太陽光発電設備を設置している場合は 10/10 を助成（上限額 100 万円）																		

【重要】 申請方法の変更

令和5年度から、申請時に「東京ゼロエミ住宅設計確認書」の添付が必要となります。
一方で、建築確認済証の発行日等の要件はなくなります。その他の変更点もありますので、詳細はクール・ネット東京のホームページに掲載する交付要綱、助成金申請の手引等でご確認ください。

令和5年度 申請手続きの流れ



提出書類等

交付申請

提出書類

- ①交付申請書
- ②東京ゼロエミ住宅設計確認書 ※
- ③工事請負契約書又は事業計画書
- ③本人確認書類(建築主全員分) または実在証明書類
- ④交付要件等確認書兼誓約書 (建築主全員分)
- ⑤手続代行に関する誓約書
- ⑥リース等事業者実在証明書
- ⑦交付要件等確認書兼誓約書 (リース事業者)

※工事着工前に認証審査機関へ申請してください
交付日から60日以内に交付申請を行ってください。

⑤～⑦は該当者のみ提出



交付決定

公社から建築主へ交付決定通知書を送付します

※工事の着工は交付決定前でも可能です

実績報告

◎提出書類 (共通)

- ①実績報告書兼交付請求書
 - ②東京ゼロエミ住宅認証書
 - ③通帳またはキャッシュカードのコピー
 - ④住宅供給事業者が第三者に販売する際に当該住宅が
本助成金の交付を受けた者であると提示する書面
 - ⑤リース等契約書
 - ⑥他の助成金に関する交付状況内訳書
- ※④～⑥は該当者のみ提出

◎機能性PVを設置した場合

- ・機能性PVの型番が確認できる書類
- ・機能性PVの発電出力および周辺機器の発電出力の内訳が
確認できる書類

◎集合住宅の陸屋根に架台を設置した場合

- ・太陽光発電システム費用内訳書
- ・架台の設置に係る費用が確認できる書類
- ・不動産登記簿謄本

◎蓄電池システムを設置した場合

- ・蓄電池システム費用内訳書
- ・蓄電池システムの設置に係る費用が確認できる書類
- ・蓄電池システムの設置が確認できる書類

◎V2Hを設置した場合

- ・V2H費用内訳書
- ・V2Hの設置に係る費用が確認できる書類
- ・V2Hの設置が確認できる書類
- ・国その他の団体の補助金の確定通知等
- ・車検証 (電気自動車等をV2Hと併せて導入する場合)

注) 東京ゼロエミ住宅認証書の交付日から180日または最終提出期限のいずれか早い日までに実績報告を行ってください。



助成金額の確定

公社から助成金確定通知書を送付後、助成金を振り込みます

■事業期間：令和4年度から令和9年度まで（交付期間は令和11年度まで）

■主な助成条件：「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づき「東京ゼロエミ住宅」の認証※を受けた新築住宅であること ※認証は都が登録する認証審査機関が実施します。
（東京ゼロエミ住宅認証制度）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/home/tokyo_zeroemission_house/ninsyo/index.html

■申請受付：公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL 03-5990-5169（9時～12時、13時～17時（土日祝祭日は除く））



■助成事業ホームページ：https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/tokyo_zero_emission_house

参考1：不動産取得税の減免措置（太陽光パネル付きゼロエミ住宅導入促進税制）について
一定の要件を満たす新築の東京ゼロエミ住宅について、不動産取得税を最大で全額減免します。
詳細は主税局のホームページをご覧ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/info/zero_emi.html

参考2：【フラット35】地域連携型（グリーン化）による金利引下げについて

（独立行政法人）住宅金融支援機構と都とが連携し、令和5年度から、東京ゼロエミ住宅（水準3に限る。）について、【フラット35】の借入金利を当初5年間、年0.25%引き下げることが可能となります。手続きについては、上記「クール・ネット東京」のホームページをご覧ください。

また、フラット35については、住宅金融支援機構のホームページ <https://www.flat35.com/index.html> をご覧いただくか、「お客さまコールセンター(0120-0860-35)」までお問い合わせください。